

北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について

(平成26年10月23日 最終改正)

北海道環境審議会運営要綱第2条第2項に規定する指定事項は次のとおりとする。

1 水環境部会

(1)環境基本法関係

ア 第16条第2項の規定に基づく生活環境に係る環境基準の水域類型の指定

(2)水質汚濁防止法関係

ア 第3条第3項の規定に基づく排水基準の設定

イ 第16条第1項の規定に基づく測定計画の作成

(3)その他

ア 個別の開発行為が及ぼす水道水源への影響

2 自然環境部会

(1)北海道自然環境等保全条例関係

ア 第14条第9項の規定に基づく道自然環境保全地域の区域の変更

イ 第15条第1項及び第4項の規定に基づく保全計画の案、廃止及び変更

ウ 第22条第1項及び第2項の規定に基づく環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更

エ 第23条第1項及び第2項の規定に基づく記念保護樹木の指定及び指定の解除

(2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係

ア 第4条第1項及び第4項の規定に基づく鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更

イ 第7条第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条第8項に基づく第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更

ウ 第7条の2第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条の2第3項に基づく第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更

エ 第12条第2項の規定に基づく狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に係る措置

オ 第14条第2項及び第3項の規定に基づく第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び捕獲の禁止又は制限の解除に係る措置

カ 第28条第1項及び第9項の規定に基づく鳥獣保護区の指定及び区域の拡張

キ 第29条第1項及び第4項の規定に基づく特別保護地区の指定及び区域の拡張又は存続期間の延長

ク 第73条第2項の規定に基づく猟区の維持管理に関する事務の委託

(3)北海道立自然公園条例関係

ア 第4条第1項の規定に基づく道立自然公園の区域の変更

イ 第5条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の決定

ウ 第6条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の廃止及び変更

(4)北海道動物の愛護及び管理に関する条例関係

ア 第22条の規定に基づく第2条第3号の特定移入動物の指定

(5)北海道生物多様性の保全等に関する条例

ア 第15条第1項及び第4項の規定に基づく生物多様性維持回復事業計画の策定及び変更

- イ 第26条第1項、第9項及び第10項の規定に基づく指定餌付け行為の指定、指定の解除及び変更
- ウ 第31条第5項の規定に基づく外来種基本方針の変更
- エ 第32条第1項及び第9項の規定に基づく指定外来種の指定及び指定の解除
- オ 第41条第5項の規定に基づく希少野生動植物種保護基本方針の変更
- カ 第42条第1項、第2項及び第10項の規定に基づく指定希少野生動植物並びに特定希少野生動植物の指定及び指定の解除
- キ 第65条第1項及び第9項の規定に基づく生息地等保護区の指定及び指定の解除
- ク 第66条第1項及び第2項の規定に基づく管理地区の指定及び指定の解除

3 温泉部会

(1) 温泉法関係

- ア 第3条第1項、第4条第1項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第11条第1項又は第12条の規定による処分

4 循環型社会推進部会

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

- ア 第5条の5第1項及び第3項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定及び変更

5 地球温暖化対策部会

(1) 北海道地球温暖化防止対策条例関係

- ア 第10条の規定に基づく地球温暖化対策推進計画の施策の評価